

記入例

**注意）この届出書は、健康増進法によるものです。  
食品衛生法上の手続きがまだの場合は、健康危機対策課  
食品衛生係にご相談ください。**

特定給食施設等開始届出書

① 令和8年 4月 15日

豊中市長

給食施設の設置者（法人にあっては、主たる事務所の名称及び代表者の氏名）

② 名称： **社会福祉法人 ○○会**  
住所： **豊中市中桜塚4-11-1**  
氏名： **理事長 豊中花子**

健康増進法第20条第1項および豊中市給食施設栄養管理実施要領第3条第3項の規定により、次のとおり特定給食施設等に係る事業の開始を届け出ます。

③

給食施設の名称	<b>社会福祉法人○○会 とよなっかメこども園</b>			
給食施設の所在地	〒 561-0881 豊中市中桜塚4-〇-△			
給食施設の種類の (該当欄に☑または ■を入れてください)	<input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> 介護老人保健施設 <input type="checkbox"/> 介護医療院 <input type="checkbox"/> 老人福祉施設 <input checked="" type="checkbox"/> 児童福祉施設 <input type="checkbox"/> 社会福祉施設 <input type="checkbox"/> 事業所 <input type="checkbox"/> 寄宿舍 <input type="checkbox"/> 矯正施設 <input type="checkbox"/> 一般給食センター <input type="checkbox"/> その他( )			
給食の開始日 または開始予定日	令和8年 4月 1日			
④ 1日の各食ごとの 予定給食数	朝食 食	昼食 200食	夕食 食	その他 食
⑤ 管理栄養士の員数	2			人
⑤ 栄養士の員数	0			人

届出 担当者	部署名	とよなっかメこども園
	担当者名	豊中 桜子
	電話番号	06-6858-0000
	メールアドレス	toyonakame@city.tyonaka

①この届出書は、開始日から1か月以内に提出してください。

②設置者とは、当該施設を設置した最高責任者（理事長、代表取締役、知事、市長、教育長など）のことです。開始届提出時点の設置者名で記入してください。

③施設の正式名称で記入してください。

④【食数について】

定員近くの食数を提供している場合は定員、定員がない又は定員と大幅に異なる食数の場合は予定食数、病院は病床数。

職員食を提供している場合は職員食の予定数を加えた数で提出してください。

- ・間食は食数に含みません。（その他欄には、夜食などが含まれます）
- ・経管栄養は食数に含みます。

⑤施設内に勤務する常勤（労働時間週32時間以上等）の人数を記入します。委託業者で施設内で勤務する人数も計上します。栄養士、管理栄養士以外の職名で採用されているが、その資格を有して実際に栄養指導に従事している者も計上します。

豊中市保健所では、できるだけ多くの給食施設を把握するため原則以下のような取り扱いとしています。

◆厨房を複数の施設で共有している場合

- ・各施設ごとに給食事業を管理運営しており、各々が特定給食施設またはその他の施設に相当する食数を提供する場合、それぞれ別の施設として開始届を提出する。
- ・施設ごとの給食数が1回50食または1日100食に達しない場合でも、全施設の食数を合算することでその他の給食施設以上の規模になる施設は、特定給食施設またはその他の給食施設として開始届を提出する。（欄外にそれぞれの食数がわかるように記入してください。）

◆特定給食施設、その他の給食施設が複数の対象に少数の食事を提供している場合は食数を合算する（欄外にそれぞれの食数がわかるように記入してください。）

- ・特別養護老人ホームが老人短期入所事業（ショートステイ）や老人デイサービス事業を実施している場合
- ・介護老人保健施設が通所リハビリテーション事業を行っている場合
- ・届出給食施設が系列の施設等に給食を提供している場合

◆利用者の特性が明らかに異なる場合は、それぞれ別の給食施設と考えます。

- ・同じ厨房からこども園と老人ホームに給食を提供している場合（こども園と老人ホームそれぞれの食数で考える）